

平成 30 年度独立行政法人情報処理推進機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人情報処理推進機構は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C A サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 30 年度独立行政法人情報処理推進機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 当機構における平成 29 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 187 件、契約金額は 55.3 億円である。また、競争性のある契約は 163 件 (87.2%)、42.1 億円 (76.0%)、競争性のない契約は 24 件 (12.8%)、13.3 億円 (24.0%) となっている。

平成 28 年度と比較して、競争性のない契約の件数割合は小さく、金額割合は大きくなっている（件数割合は 0.4 ポイントの減、金額割合は 9.1 ポイントの増）が、主に、新規業務の追加等に伴い、競争性のない契約の件数・金額ともに増加したものの、全体の件数は増加し、金額は減少したことによるものである。

表 1 平成 29 年度の情報処理推進機構の調達全体像 (単位：件、億円)

| | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 比較増△減 | |
|---------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|---------------|-------------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 競争入札等 | (43.7%) 73 | (61.0%) 46.4 | (44.4%) 83 | (41.0%) 22.7 | (13.7%) 10 | (△51.0%) △23.7 |
| 企画競争・公募 | (43.1%) 72 | (24.1%) 18.3 | (42.8%) 80 | (35.0%) 19.4 | (11.1%) 8 | (5.7%) 1.0 |
| 競争性のある契約 (小計) | (86.8%) 145 | (85.1%) 64.7 | (87.2%) 163 | (76.0%) 42.1 | (12.4%) 18 | (△35.0%) △22.6 |
| 競争性のない随意契約 | (13.2%) 22 | (14.9%) 11.3 | (12.8%) 24 | (24.0%) 13.3 | (9.1%) 2 | (17.3%) 2.0 |
| 合計 | (100%) 167 | (100%) 76.0 | (100%) 187 | (100%) 55.3 | (12.0%) 20 | (△27.2%) △20.7 |

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の () 書きは、平成 29 年度の対 28 年度伸率である。

(2) 当機構における平成 29 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 62 件 (38.0%)、契約金額は 21.5 億円 (51.1%) である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている（件数割合は 7.0 ポイントの増、金額割合は 27.3 ポイントの増）が、主に、新規業務の追加に伴い、事前確認公募とした件数・金額が増加したことによるものである。

表2 平成29年度の情報処理推進機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

| | | 平成28年度 | 平成29年度 | 比較増△減 |
|------|----|--------------|--------------|----------------|
| 2者以上 | 件数 | 100 (69.0%) | 101 (62.0%) | 1 (1.0%) |
| | 金額 | 49.3 (76.2%) | 20.6 (48.9%) | △28.7 (△58.3%) |
| 1者以下 | 件数 | 45 (31.0%) | 62 (38.0%) | 17 (37.8%) |
| | 金額 | 15.4 (23.8%) | 21.5 (51.1%) | 6.1 (39.6%) |
| 合計 | 件数 | 145 (100%) | 163 (100%) | 18 (12.4%) |
| | 金額 | 64.7 (100%) | 42.1 (100%) | △22.6 (△35.0%) |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成29年度の対28伸率である。

(3) 当機構における平成29年度の競争入札等における一者応札の状況は、表3のようになっており、契約件数は17件(20.5%)、契約金額は4.7億円(20.7%)である。

前年度と比較して、一者応札による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている（件数割合は10.9ポイントの増、金額割合は15.6ポイントの増）が、主に、新たな業務のための新規案件、高い専門性を必要とする新規の調査案件が昨年と比べ多くあり、業者が採算や要員確保を検討した結果、入札を辞退することが多かったことによるものである。

表3 平成29年度の情報処理推進機構の一者応札・応募の契約形態別内訳 (単位：件、億円)

| 応札 (応募)者 | | 競争入札等 | | 企画競争 | | 公募 | | 合計 | |
|-------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 二者以上 | 件数 | 66 | 66 | 34 | 35 | 0 | 0 | 100 | 101 |
| | 金額 | 44.0 | 18.0 | 5.3 | 2.5 | 0 | 0 | 49.3 | 20.6 |
| 一者 | 件数 | 7 | 17 | 0 | 1 | 38 | 44 | 45 | 62 |
| | 金額 | 2.4 | 4.7 | 0 | 0.7 | 13.0 | 16.1 | 15.4 | 21.5 |
| 合計 | 件数 | 73 | 83 | 34 | 36 | 38 | 44 | 145 | 163 |
| | 金額 | 46.4 | 22.7 | 5.3 | 3.2 | 13.0 | 16.1 | 64.7 | 42.1 |
| 一者の割合 | 件数 | 9.6% | 20.5% | 0% | 2.8% | 100.0% | 100.0% | 31.0% | 38.0% |
| | 金額 | 5.1% | 20.7% | 0% | 21.5% | 100.0% | 100.0% | 23.8% | 51.1% |

(注)金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、平成29年度は、前年度より大幅に一者応札が増加していることから、平成30年度においては、一者応札の改善について重点的に取り組むこととする。

・ 一者応札の改善

一般競争により調達する案件について、前年度に引き続き、①～④の取組を実施することで、一者応札件数の相対的な割合の増加を抑制し、適正な調達を目指す。

【一者応札件数割合：14.8%以下】

- ① 仕様書の明確化、発注単位等の見直し公告期間の十分な確保
- ② あらかじめ業者へ発注仕様書を提示し、仕様内容についての意見聴取
- ③ 公告について、より一層の周知を図るため、ウェブサイトへの情報掲載に加え、機構からの広報などのメール配信希望者に、入札の情報をメールニュースで配信
- ④ 入札説明会に参加したものの、応札しなかった業者等から所定の様式により意見を聴取するなど、一者応札となった原因等を把握し、次回以降の調達に活用

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随意契約を除く。）については、事前に役員に対する審議レビュー又は広報会議に付議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急を要する場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【審議レビュー等の付議実績：付議率100%】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当機構では、これまで調達に関する内部マニュアルを作成するとともに、調達担当職員を対象とした定期的な研修を行っている。

研修については、内部マニュアルの担当職員間での定着状態をチェックして研修計画の見直しを行う。

また、マニュアルの内容について、これまでの事例等を踏まえ、適切にマニュアルの改訂を行う。

さらに、検討結果と対応策については、業務監査の任にある監事とも連携し、その意見も踏まえて遺漏なきを期す。

【研修の実施回数：年2回以上】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

| | |
|--------|--|
| 総括責任者 | 理事長 |
| 副総括責任者 | 財務部長、戦略企画部長 |
| メンバー | 総務部長 産業サイバーセキュリティセンター長 セキュリティセンター長 社会基盤センター長 IT人材育成センター長 |

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2箇年度連続の1者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、当機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。